

■研究十二月往来(227)

『良基消息詞』偽書説についての私見

——世阿弥研究のために——

天野 文雄

昭和四十年に中世和歌研究が専門の福田秀一氏によって『芸能史研究』10号に紹介された二条良基の「尊勝院」宛の四月十七日付の手紙である『良基消息詞』は、永和(一三七五)初年ころにおける少年世阿弥をとりまく状況を具体的に伝える貴重な資料として知られている。『良基消息詞』は良基の著作である『山のかすみ』『榊葉の日記』『雲井の花』『小島の口ずさみ』とともに合写されていたもので(該本は元禄二年の写で彰考館文庫蔵)、そこには数日前に自邸ではじめて会った少年世阿弥(藤若)にたいする絶賛と將軍義満の世阿弥に対する愛顧が良基らしいみごとな和文で綴られている。この『良基消息詞』は、その直後の昭和四十二年に伊知地鉄男氏によって紹介された少年世阿弥と良基との交流を伝える『不知記』と仮称されている。崇光上皇宸記とともに(同記には良基邸での連歌で世阿弥が詠んだ句とそれにたいする良基の絶賛が記されている)、現在も少年時代の世阿弥についての一級資料と評価されている。

しかるに、この間の昭和六十三年に、この『良基消息詞』を偽文書とする説が、中世史研

究者の百瀬今朝雄氏によって提示されている(「二条良基書状―世阿弥の少年期を語る―」『立正史学』64号)。手紙を偽文書だとする百瀬氏の根拠は、①手紙としては長すぎることに、②宛所の「尊勝院へ」が当時としては異例な形であること、③『不知記』を参照すると『良基消息詞』は永和元年のものとなるが、永和元年に義満の世阿弥寵愛がはじまっていたか疑わしいこと、④文中の「將軍様」という言い方が異例であること、の四点であるが、いずれも実証的な歴史研究者らしい疑問として傾聴に値するものであろう。筆者はこの百瀬氏の論が出た直後に、氏の指摘は紹介者の福田秀一氏が指摘されている他の良基の著作の表現との類似や、表章氏が『良基消息詞』について(『鏡仙』昭和43年9月)で指摘されている手紙の「作品的性格」―良基は手紙が義満の目にふれることを意図していたとの推測―によってほぼ説明できるとして、『良基消息詞』を世阿弥の伝記研究の資料として論を進めたことがあるが(「世阿弥のいる場所」デビュウの頃―醍醐寺・今熊野社など『国文学』平成2年3月)、拙稿以外には右の百瀬氏の異

見についての見解を述べたものは管見ではないようである。その後、百瀬氏は、右の論考を同氏の著作である『弘安書札礼の研究―中世公家社会における家格の桎梏』(平成12年、東京大学出版会)に収載されて、その「あとがき」で、同論考の所説の妥当性に言及しておられるが、このような有力な異見がありながら、それについての吟味をせずに、世阿弥については従前どおりに『良基消息詞』をふまえた論述や解説がなされているのが、能楽研究界の現状である。筆者は数年前にも学会の会場で、福田秀一氏から、あの手紙は現在の能楽研究ではどう評価されているのかと尋ねられたことがある。もちろん、百瀬氏の異見の存在を知っておられての質問であるが、いつまでもこのままにしておくべきではない問題とも思われるので、あらためてここにこの問題についての私見を述べて、他の研究者からの意見をも聞きたいと思う。

結論から言えば、『良基消息詞』は従前どおり、永和初年ころの良基の手紙とみてよいというのが筆者の見解である。それには前掲の拙稿であげた理由のほかに、『良基消息詞』には、当事者である良基にしか記せない良基による世阿弥愛顧―それは昭和四十二年に紹介された『不知記』以外には所見がないことである―なども有力な理由となると思うが、ここではもうすこし別の視点からそう考えられる理由を述べてみたい。

『良基消息詞』は仮名の和文で綴られているが、じつはこのような仮名による手紙は、当時の公家としてはかなり珍しいもののように

ある。筆者がそのことを知ったのは、斎藤清衛氏の『南北朝時代文学新史』（昭和8年、春陽堂）によつてで、同書によれば、それまでは公家の手紙は基本的に漢文体だったのが、南北朝の中頃から仮名による手紙が出現してくるとして、「さうした仮名状文体を知りたいものは、貞治三年の同記を更めて繙いて見ることがよい。閑白の頭職にありながら、かうした平民的態度のやり方は真に未曾有のこととも云ふべきで、その社会的影響のほども想像に余りある。平淡にして而も達意の味は、義堂の漢文体と好一對と推賞すべきものであらう」とされ、公家社会で率先して仮名による手紙を書きはじめたのが良基だとされているのである。ここにいう「同記」とは『師守記』のことだが、これに導かれて『師守記』の貞治三年（一三六四）の記事をみてみると、そこにはたしかに良基の仮名の手紙がつぎのように転載されている（資料纂集の翻刻のままに掲げる。注記の「殿下」が良基のこと）。

○大納言以上受領を兼候事ハ、先例候はぬやらんとおほしめし候、故將軍も大納言の、ちは、国司をハさられて候とおほしめし候、きとしるしてまいらせられ候へく候、正上の事候と御された候はぬ、返、むねんに候、なお状ともまいらせられ候へく候、かさねて申され候へく候よし、仰せ事候、「4月17日条」

○法皇の御口すてに治定にて候、りやういんのきとも御用意候て、きとくた、いまの程に御まいり候へく候、一向この御所の御さたにて候へきよし、御された候程

に、かやうにおほられ候、また元亨四年の素服の公卿以下の人数、きとしるしてまいらせられ候へく候、もしそふくはし元亨には候はぬやらん、引勘定申され候へく候よし、おほせ事候、「7月8日条」

○昨日師茂参仕のとき、被尋下候延久・建久諒闇御中陰間被行雜事例一卷、志るし申上候、うちく御ひろ候へく候、文永入御倚慮儀追可注進仕候、かつくこのよし御心え候へく候、あなかしく、御局へまいらせ候、「7月9日条」

○たいりかたのそふくの人数、女房まで、けんきう以後のをしるしてまいられ候、又いろいろのいさゝのさしつなんと候は、かしまいらせられ候、御しつらひのきなともいさゝのにき候は、しるしてまいらせられ候へく候し、おほせ事候、「7月13日条」

『師守記』には右のほかにも良基の手紙が少なからず転載されているが、右はいずれも文面は有職故実についてのもので、傍線を付した部分は記主中原師守の文で、それ以外の部分が良基の手紙と認められる。斎藤清衛氏がいわれるように、このような仮名文の手紙が当時の公家としては珍しいのであれば、仮名による『良基消息詞』はまずその点で良基のものであることを支持する材料となるのではないだろうか。

さて、これら『師守記』の良基の手紙に接して、ただちに想起されるのは、『良基消息詞』の文体との近似である。もちろんそれはあくまでも主観的な印象にすぎないが、ここに多

用されている「候べく候」という言い方が、『良基消息詞』にも多用されていることは、やや客観的な根拠となりうるであろう。すなわち、そのような言い方は『良基消息詞』に、「藤若ひま候は、いま一同道せられ候へく候」「相構く此間に同道候へく候」「此状やかて火中に入候へく候なり」と三例みえているのである。もちろん、このような言い方は仮名の手紙の常套的な文体で、良基特有の文体ではないと思われるが、そのことを差し引いてもこのような一致は『良基消息詞』が後代の偽作ではなく、まさしく良基のものであることを示す有力な現象とみてよいように思うのだが、どうであろうか。また、『師守記』貞治三年（一三四七）九月十三日条所載の良基書状冒頭の「いま二三日のほとに、御ひま候は、御まいり候へく候」などは、『良基消息詞』冒頭の「藤若ひま候は、いま一同道せられ候へく候」ときわめてよく似ているし、右の『良基消息詞』の「此状やかて火中に入候へく候なり」と同じ言い方が、良基の著作である『嵯峨野物語』の末尾に「やがて火中に入らるべしと也」ともみえてもいる。これらもごく常套的な表現ではあるが、私見の補強としてここに紹介しておく。

以上、『良基消息詞』が良基の手になるものであろうことを、『師守記』所載の良基の書状との類似という点から考えてみた。さきにも記したように、この問題の帰趨は世阿弥の伝記に大きな影響をおよぼすことになるので、ぜひ多くの研究者にこの点についての見解を聞かせていただきたいと思う。

（大阪大学教授）